

一般社団法人朝霞地区薬剤師会社員総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「本会」という。）の社員総会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 社員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議により次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
 - (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
 - (5) 次に掲げる事項
 - ①社員総会参考書類の記載事項（議案、議案につき社員総会に報告すべき調査結果があるときはその結果の概要、その他議決権の行使について参考と認める事項）
 - ②書面による議決権の行使については「議決権行使書」を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ③電磁的方法による議決権の行使については、開催日の前日までにすべき旨
 - (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときはその旨）
 - ①役員等の選任
 - ②役員等の報酬等
 - ③事業の全部の譲渡
 - ④定款の変更
 - ⑤合併
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第37条の規定により社員総会を招集する社員は、前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 社員総会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、社員総会の開催日の2週間前までに、正会員に対して書面(別紙1)によりその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類、出欠報告書(別紙2)、委任状(別紙3)及び議決権行使書(別紙4)その他必要な書類を同封しなければならない。

3 第1項の通知は、通知発出日の前月末において会員名簿に記載された会員に対し、当該会員名簿記載の住所宛てに送付するものとする。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 社員総会の議決権を行使できる会員は、前条の通知を発送すべき会員とする。

2 会員名簿は、毎月末ごとに更新、調整するものとする。

第3章 社員総会の開催

(会場の設営等)

第5条 社員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置するものとする。

(会員等の出席)

第6条 社員総会に出席する会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(会員以外の者の出席)

第7条 本会の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

第4章 社員総会の議事

(議長の権限)

第8条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、出席した社員の中から議事録署名人2名以上を指名する。

3 議長は、議事を円滑に進めるため次に該当する者については退場を命じることができる。

(1) 会員又はその代理人として出席した者で、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

- 4 議長は、議長の指示に従わない者、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

第9条 開会の予告時間が到来したときは、議長は議事を開会する旨宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している会員等に対して遅滞なく再会時刻を告知しなければならない。

(定足数の確認)

第11条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に、出席した会員数を確認させ会場に報告させなければならない。

(出席した会員数)

第12条 前条の定足数の確認及び第18条の採決にあたっては、次の数の合計数を出席した会員数とする。

- (1) 出席した会員本人の数
- (2) 代理人を出席させた会員の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した会員の数

(議題の付議の宣言)

第13条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に記載された順序に従い議題を付議する、ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第14条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明させることができる。

- 2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な

理由があると議長が認めるときはこの限りではない。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 37 条の規定により会員から招集の請求があった場合、同法第 43 条の規定により会員から提案があった場合、同法第 44 条の規定により議案の提出があった場合、又は第 49 条第 3 項但し書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその会員に議題又は議案の説明を求めなければならない。この場合必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第 15 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 16 条 会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第 17 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、副会長が仮議長となり、その社員総会の議長を出席会員の中から選出する。
- 3 社員総会の議長が、その社員総会において出席会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第 18 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、提出された修正案の順序により順次採決を行う。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 55 条各項目又は第 109 条第 2 項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、調査する者

を選任すること又は意見の陳述を求めることに賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。

7 議長は、採決については、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

8 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第 19 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第 20 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 21 条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の社員総会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 22 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録し、議長及び議事録署名人 2 名以上はこれに記名押印しなければならない。ただし、電磁的記録の場合には、議事録署名人が認証しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 24 条 議長は、欠席した正会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 議場は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第25条 社員総会の事務局事務は、本会の事務局がこれを行う。

第6章 雑 則

(改廃)

第26条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成28年6月16日から施行する

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事の提出議案、書類等について調査した結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めこれを社員総会に報告したとき
 - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 社員総会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

定 時 社 員 総 会 開 催 通 知

平成 年 月 日

会 員 各 位

一般社団法人朝霞地区薬剤師会

会 長 印

定時社員総会開催のお知らせ

拝啓、時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記により第 回定時社員総会を開催いたしますので、御多用のこととは存じますが、ご出席
くださいますよう御通知申し上げます。

敬具

記

1 日 時	平成 年 月 日 (曜日)	午後 時から 時まで
2 場 所		
3 議 案	第 1 号議案	平成 年度事業報告承認の件
	第 2 号議案	平成 年度収支決算報告承認の件
	第 3 号議案	平成 年度事業計画承認の件
	第 4 号議案	平成 年度収支予算承認の件
	第 5 号議案	役員改選に関する件

以上

出 欠 報 告 書

(いずれかにチェックをしてください)

私は、平成 年 月 日開催の第 回定時社員総会に

出席します

欠席します

平成 年 月 日

一般社団法人朝霞地区薬剤師会

_____支部

フリガナ

氏 名 _____ 印

住 所 _____

又は

薬 局 名 _____

(ご注意)

- ・出席の場合、委任状及び議決権行使書の提出は不要です。
- ・欠席の場合、必ず、委任状又は議決権行使書のいずれかをご提出ください。
(委任状と議決権行使書の両書を提出しないでください。両書が提出された場合は議決権行使書を採用します。)
- ・個人会員は住所、薬局会員（管理薬剤師）は薬局名をご記入ください。

委任状

私は、_____を代理人として平成 年 月 日開催の
第 回定時社員総会において議決権を行使する権限を委任します。

平成 年 月 日

一般社団法人朝霞地区薬剤師会

_____支部

フリガナ
氏 名 _____印

住 所 _____

又 は
薬 局 名 _____

※代理人が空欄の場合、理事長に委任したものとみなします。

議 決 権 行 使 書

(いずれかを○で囲んでください)

私は、平成 年 月 日開催の第 回定時社員総会各議案につき下記のとおり書面により議決権を行使します。

議 案

議案第1号	賛 成	反 対
議案第2号	賛 成	反 対
議案第3号	賛 成	反 対
議案第4号	賛 成	反 対

平成 年 月 日

一般社団法人朝霞地区薬剤師会

_____支部

フリガナ
氏 名 _____ 印

住 所 _____

又 は
薬 局 名 _____